

## 法規10 内装制限等

- 1  物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の用途を変更し、新たに火を使用する調理室を設けた飲食店とする際、その調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
- 2  自動車修理工場の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
- 3  準防火地域内にある3階建の耐火建築物とした寄宿舎(当該用途に供する3階の部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上のもの)の当該用途に供する居室は、原則として、天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしなければならない。
- 4  耐火建築物の地上4階建の百貨店で、その用途に供する4階部分の床面積が1,100m<sup>2</sup>であるものの売場の天井の室内に面する部分の仕上げについては、難燃材料とした。
- 5  準耐火建築物である地上2階建の物品販売業を営む店舗で、各階の床面積がいずれも400m<sup>2</sup>のものは、原則として、内装の制限を受ける。
- 6  準耐火建築物である地上2階建マーケットで、当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500m<sup>2</sup>のものは、内装の制限を受けない。
- 7  床面積が50m<sup>2</sup>の居室で窓その他の開口部の解放できる部分(天井又は天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る。)の面積の合計が、当該居室の床面積の1/50未満のものは、原則として、当該居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でなければならない。
- 8  内装の制限を受ける調理室等は、原則として、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でなければならない。
- 9  耐火建築物である延べ面積500m<sup>2</sup>、地上3階建の旅館で、当該用途に供する3階の部分の床面積の合計が200m<sup>2</sup>のものは、原則として、内装の制限を受ける。
- 10  準耐火建築物の延べ面積900m<sup>2</sup>の2階建ての物品販売業を営む店舗で、当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が400m<sup>2</sup>のものは、原則として、内装制限を受ける。
- 11  地階に設ける集会場の客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
- 12  延べ面積1,000m<sup>2</sup>、地上3階建ての校舎について、主要構造部を耐火構造とし、火を使用しない室の内装は不燃材料に該当しない木材で仕上げた。
- 13  主要構造部を耐火構造とした2階建の店舗兼用住宅の1階にある台所(火を使用する設備を設置)については、内装の制限の規定は適用されない。
- 14  自動車修理工場は、その床面積にかかわらず、原則として、内装の制限を受ける。
- 15  地階に設ける集会場の客席及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
- 16  令第129条第3項、令第128条の4第1項第三号により、地階に設ける集会場の客席及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、準不燃材料又は所定の方法、材料の組合せによるものとしなければならない。
- 17  耐火建築物である地上5階建の百貨店で、各階の床面積がいずれも300m<sup>2</sup>のものは、原則として、内装の制限を受ける。
- 18  物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の用途変更し、新たに火を使用する調理室を設けた飲食店とする際、当該調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
- 19  耐火建築物である地上5階建の事務所(各階を当該用途に供するもの)で、各階の床面積がいずれも300m<sup>2</sup>のものは、内装の制限を受けない。
- 20  延べ面積10,000m<sup>2</sup>、高さ70m、地上20階建ての事務所において、非常用エレベーターの乗降ロビーの天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料で造った。ただし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。
- 21  床面積が50m<sup>2</sup>を超える居室で、天井又は天井から下方80cm以内の距離に窓その他の開口部の解放できる部分を有しないものは、原則として、内装の制限を受ける。
- 22  耐火建築物及び準耐火建築物以外の地上2階建の共同住宅で、当該用途に供する部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>のものは、原則として、内装の制限を受ける。
- 23  自動式の泡消火設備及び所定の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分については、内装の制限の規定は適用されない。
- 24  内装の制限を受ける建築物であっても、居室の壁については、床面からの高さが1.2m以下の部分について、内装の制限の対象とならないことがある。
- 25  内装の制限に関する規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び所定の排煙設備を設けた建築物の部分については、適用しない。

#### 法規10 内装制限等

- 1 ○ 令第129条6項、令第128条の4第4項、設問の通り、物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の用途を変更し、新たに火を使用する調理室を設けた飲食店とする際、その調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
- 2 ○ 令第129条2項、令第128条の4第1項二号により、設問の通り、自動車修理工場の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
- 3 ○ 令第129条第1項により、準防火地域内にある3階建の耐火建築物とした寄宿舎(当該用途に供する3階の部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上のもの)の当該用途に供する居室は、原則として、天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしなければならない。
- 4 × 令第128条の4第1項第一号により、耐火建築物の地上4階建の百貨店で、その用途に供する4階部分の床面積が1,100m<sup>2</sup>であるものは、内装制限を受けるため、令第129条第1項により、原則として準不燃材料としなければならない。
- 5 × 準耐火建築物である地上2階建の物品販売業を営む店舗で、各階の床面積がいずれも400m<sup>2</sup>のものは、令第128条の4の規定に該当せず、内装の制限を受けない。
- 6 × 令第128条の4第1項第一号(3)により、準耐火建築物で、マーケットの用途に供する2階の部分の床面積が500m<sup>2</sup>以上のものは内装制限を受ける。
- 7 × 令第128条の3の2及び第129条第5項による。設問は床面積が50m<sup>2</sup>を超えないので、内装制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室に該当しない。
- 8 ○ 令第129条第6項により、内装の制限を受ける調理室等は、原則として、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしなければならない。
- 9 × 令第128条の4第1項第一号の表(2)及び同条第2項により、延べ面積500m<sup>2</sup>、3階の部分の床面積の合計が200m<sup>2</sup>の耐火建築物である3階建の旅館は、内装の制限は受けない。
- 10 × 令第128条の4第1項第一号(3)により、準耐火建築物で物品販売業を営む店舗に供する2階の部分の床面積が500m<sup>2</sup>未満なので、内装制限は受けない。
- 11 × 令第129条3項により、地階の集会場(令第128条の4第1項三号)の居室の仕上げは、準不燃材料と同等以上とする。難燃材料では適合しない。
- 12 ○ 令第128条の4第2項、令第128条の4第4項により、設問の通り、延べ面積1,000m<sup>2</sup>、地上3階建ての校舎について、主要構造部を耐火構造とし、火を使用しない室の内装は不燃材料に該当しない木材で仕上げた。
- 13 ○ 令第128条の4第4項により、主要構造部を耐火構造とした2階建の店舗兼用住宅の1階にある台所(火を使用する設備を設置)については、内装の制限の規定は適用されない。
- 14 ○ 令第128条の4第1項第二号、令第129条第2項により、自動車修理工場は、その床面積にかかわらず、原則として、内装の制限を受ける。
- 15 ○ 令第129条第3項、令第128条の4第1項第三号により、地階に設ける集会場の客席及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、準不燃材料又は所定の方法、材料の組合せによるものとしなければならない。
- 16 ○ 令第128条の4により、地上15階建の耐火建築物で15階にあるレストランは、内装制限を受けるため、天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすると、令第129条に適合する。
- 17 ○ 令第128条の4第2項、令第129条第4項により、耐火建築物である地上5階建の百貨店で、各階の床面積がいずれも300m<sup>2</sup>のものは、原則として、内装の制限を受ける。
- 18 ○ 令第129条6項、令第128条の4第4項により、内装の制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料又は所定の方法、材料の組合せによるものとしなければならない。
- 19 × 令第128条の4第2項、令第129条第4項により、耐火建築物である地上5階建の事務所(各階を当該用途に供するもの)で、各階の床面積がいずれも300m<sup>2</sup>のものは、内装の制限を受ける。
- 20 × 令第129条の13の3第3項第五号により、非常用エレベーターの乗降ロビーの天井及び壁の室内に面する部分の仕上げは不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- 21 ○ 令第128条の3の2第一号により、床面積が50m<sup>2</sup>を超える居室で窓その他の開口部の開放できる部分(天井又は天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る。)の面積の合計が、当該居室の床面積の1/50未満のものは、原則として、内装の制限を受ける。
- 22 ○ 令第128条の4第1項第一号、令第129条第1項により、耐火建築物及び準耐火建築物以外の地上2階建の共同住宅で、当該用途に供する部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>のものは、原則として、内装の制限を受ける。
- 23 ○ 令第129条第7項により、自動式の泡消火設備及び所定の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分については、内装の制限の規定は適用されない。
- 24 ○ 令第129条第1項括弧書きにより、内装の制限を受ける建築物であっても、居室の壁については、床面からの高さが1.2m以下の部分について、内装の制限の対象とならないことがある。
- 25 ○ 令第129条第7項により、内装の制限に関する規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び所定の排煙設備を設けた建築物の部分については、適用しない。